

令和5年1月〇〇日

飯舘村長 杉岡 誠 様

長泥地区除染検証委員会
委員長 塚田 祥文

長泥地区除染検証委員会における検証結果報告（特定復興再生拠点区域）

長泥地区除染検証委員会は、長泥地区における特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」という。）の除染状況等について、環境省などの協力のもと検証を開始し現地調査等を実施するなど、除染等による空間線量率等の低減について検証を重ねてきました。この間、令和4年5月31日には中間報告を行い、また、拠点区域の準備宿泊が令和4年9月23日に開始されてきました。これを受けたさらに準備宿泊者等の空間線量率などの低減対策の効果等について、継続して検証を行ってきました。

この度、令和5年春の大型連休頃に予定されている拠点区域の避難指示解除について、その検証結果を下記のとおりご報告いたします。

記

（検証結果）

今回、検証の対象となった拠点区域については、環境省より提出された報告によれば、除染が概ね完了していると認められる。環境省が測定した当該区域の2,473点の地上高1mの空間線量率の測定結果によると、除染前の平均値から令和4年度の事後モニタリングの平均値は57%の低減、また、生活の中心となる宅地の空間線量率は、除染前の線量率に比べ71%と大きく低減が見られ、除染の効果や自然減衰などが認められた。

国の避難指示解除の目安となる年間20mSvを十分に下回り、さらに多くの地点で飯舘村が「いいたて復興計画村民会議」で当面の除染目標として設定した、年間積算線量5mSvも下回ることが確認された。

また、拠点区域で実施した家屋解体や除染に従事する作業員の被ばく量を調査した結果も、年間20mSvを十分に下回っていた。また、準備宿泊者の協力のもと、宿泊、

(案)

作業時などにおける外部被ばく線量の測定を行い、測定結果について検証を行った。

これらの結果から、拠点区域における主な生活圏の空間線量率は低減が図られており、日常的に生活しても放射線被ばくのリスクは十分に低くなっていることを確認した。

今後、拠点区域については、村民の被ばく線量低減のため、次の対策の継続した取り組みが必要である。

(継続的な対策)

① 放射線量管理に関する対策

- ・避難指示解除後も、区域内における放射線の状況について放射線モニタリングを継続して実施し、村民の安心・安全に努めること。
- ・空間線量率を村民自ら確認できるよう空間線量測定器と個人被ばく線量計の貸出体制を維持し、村民自ら線量測定を実施できる体制を継続すること。村は、その結果を把握し、村民の被ばく線量の管理に努めること。
- ・食品、飲料水等の放射性物質の測定検査体制を継続すること。
- ・村民の放射線に対する不安払拭のため、村は国・県や専門機関等と協力しながら、村民の様々な放射線に関する問合せに継続的に対応するとともに、放射線に関する知識の周知、徹底し、よりきめ細かく分かりやすい情報発信に努めること。

② 森林等の未除染箇所への対策

- ・生活圏に隣接する森林については、森林から生活圏への放射線の影響を可能な限り低減するよう住宅周辺の森林除染を行っているが、線量が十分に低減しない場合は、追加除染の早期実施等を含めた対策を講ずること。
- ・森林と生活圏との境界では、大雨や災害等により放射性物質を含む堆積物等が再度蓄積する可能性があることから、必要に応じモニタリングにより再汚染の有無を確認し、適切な対策を図ること。
- ・未除染箇所からの土砂流入等で、他の場所に比べて放射線量率が高い場所の線量低減の対策が必要な場合は、関係機関と協力し継続して適切な対応をとること。
- ・除染範囲外となる森林等の未除染箇所への立ち入りや長時間の作業については、事前に注意喚起を行い、無用な被ばくを避けること。立ち入る際には個人被ばく線量を携帯するとともに、空間線量測定器にて空間線量率を測定し、線量の把握に努めるよ

(案)

う周知すること。

③ 除染廃棄物仮仮置場等への対策

- ・区域内で除染廃棄物仮仮置場等の設置が継続される場合は、環境省は適正に管理し、周辺村民が安心して生活できるよう仮仮置場等周辺の空間線量率等のデータを継続的に取得し公表すること。また、終期を迎えた仮仮置場等については、速やかに地権者に原状回復のうえ返還し、村民の不安解消に努めるよう環境省と村は連携し対応すること。

以上